議事日程第2号

令和5年6月2日(金曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番~5番)

出席議員 (10名)

議長 高 山 由 行 1番 清水亮太 3番 奥 村 悟 安 光 5番 藤 信 治 6番 伏 屋 幸 7番 安 藤 雅 子 8番 山 儀 雄 10番 大 沢 まり子 11番 出 隆子 \blacksquare 本

12番 谷 口 鈴 男

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 邊 公 夫 町 長 寺 本 公 行 渡 副 教 育 長 奥 村 恒 也 総務部長 務 規 各 元 民生部長 建設部長 Ш 中 村 治 彦 早 均 企 画担 当 調参 教育参事兼 学校教育課長 中 克 典 井 次 田 筒 幹 総務防災課長 古 Ш 孝 企画課長 Щ 田 敏 寬 環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 亜炭鉱廃坑対 策 室 長 金 子 文 仁 木 村 公 彦 税務課長 史 住民環境課長 丸山 浩 髙 木 雅 春 保険長寿課長 大久保 嘉 博 福祉課長 日比野 浩 士 農林課長 上下水道課長 可児 渡 辺 直 英 治 会計管理者 建設課長 石 原 昭 塚本 政 文 治 生涯学習課長 日比野 克 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 議会事務局長 土 谷 浩 輝 書 記 井 戸 芳 枝

開議の宣告

議長(高山由行君)

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しています。これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく お願いします。

会議録署名議員の指名

議長(高山由行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 山田儀雄君、10番 大沢まり子さんの2名を指名いたします。

一般質問

議長(高山由行君)

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いします。

また、インターネット配信用にビデオカメラによる撮影を質問者のみ行いますので御了承ください。

もう一つ、中日新聞社可児支局様、ジャーナリスト 井澤宏明様から撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

それでは、一般質問を始めます。

7番 安藤雅子さん。

7番(安藤雅子君)

おはようございます。

マスクを取って質問させていただきます。

本日の1番バッターです。今日は大雨になるとの予報ですけれども、ひどく降らずに済むことを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症も去る5月8日から2類から5類に引き下げられ、日常生活が戻

りつつあります。コロナ禍前の状態に完全に戻ることを祈念し、今回の一般質問をさせていた だきます。

健康で自立した生活を送ることができる、健康寿命を延ばすためには何をすればよいのか、 その一つはしっかり栄養を取り、その人に合った運動をするのがよいということは言うまでも ありません。一般的には、運動はちょっと強めの筋力トレーニングがよく、運動後は乳たんぱ く質を取るのが効果的です。

本町には、こういった運動ができる筋力トレーニング、有酸素運動の機械が、上之郷防災コミュニティセンター、みたけ健康館、伏見にこにこ館と3施設に常設されており、いずれも渡邊町政の折に、新設、開設された施設です。

筋トレのできる3施設の活用については以前も質問をしており、当時、平成29年6月のことだったと記憶しておりますが、人的、金銭的も含めて可能なものについては速やかに対応していく、担当の保険長寿課のみでなく、保健センターも含めて横の連携も深めていくと御答弁をいただきましたが、なかなか進んでいないように見受けるため、再度、質問と提案をさせていただきます。

これらの施設はそれぞれに大きく大別して2つの意味を持っています。

1つは、介護予防事業としての高齢者筋力トレーニング教室、もう一つは、一般の方が使用される一般筋力トレーニングです。

対象者の年齢は違いますが、これらの究極の目的はあくまでも健康寿命を延伸させることであり、若い方も高齢の方も心身機能の改善を通じて生活機能の向上を図ることにより、一人一人の生涯にわたる生きがいのある生活、QOL、生活・生命の質のことを指しますが、QOLの向上を目指すものであるということです。

正しくトレーニングを続けると、体力の増進だけでなく感覚神経の伝達能力も高まり、認知機能も改善されます。高齢者になっても自立した生活が送れるようにするためには、介護状態にならないように運動などの介護予防の取組を充実させることが重要だと考えます。それは、高齢者筋トレ、一般筋トレを問わず、共通の目的、目標だと思います。幸い、高齢者筋トレは看護師も入り、教室タイプの手厚い運用がなされており、効果も出ていると報告を受けています。

今回の質問は、介護予防の一歩手前の位置づけとして、一般筋トレを本町にある3館の施設をあらゆる側面で連携をさせることで、より利用者を増やし、究極の目的を達成させる仕組みづくりの創造に特化して御質問させていただきます。

現代人のかかりやすい5大疾病である、糖尿病、がん、脳卒中、心血管疾患、精神疾患を予防するという壮大な目的よりも、まずはメタボ予防やダイエット、関節痛、筋肉痛、これは皆

さんが、ほとんどの方が悩みを抱えてみえると思いますが、肩、腰、肘、膝、肩凝り、五十肩 のことなどを指しますが、これらを防止する、改善するというところからスタートすることな ら、それほどハードルも高くはないと思われます。

一般筋トレでは介護予防というより、今取り上げたように自分の運動不足解消、生活習慣病予防、肥満防止などが主な目的となると思われます。その中で、ほんの小さなことから利用者の気づきや健康への目安を提示する、例えばマシンを使った有酸素運動をすると消費カロリーが出ますが、食品や食事どれだけ分に相当しますよとか、これこれの症状があるときはこんな運動がいいですよなど、より身近で簡単に分かりやすく表示したり、興味を持ってもらえるようにすることなどは、大きな費用もかからず、手軽にできるのではないでしょうか。運動指導士、理学療法士などの専門職を全ての施設に常時配置するとかではなく、保健センターの保健師や栄養士との共同事業で行うことも視野に入れてみてはいかがでしょうか。

本町の有する3施設をより有効利用させるために、ローテーションで先ほどの専門職を配置したり、保健センターの保健師からの指導をしてもらったりと、3館を有機的に結びつけ、有効活用することはできないでしょうか。また、保健師が関係することで町の健診結果にひもづけての施設の利用も考えられるのではないでしょうか。また、簡単な健康相談、膝痛、腰痛、ダイエットなどにも答えられるような体制が整えば、疾病の予防効果も大きくなると考えます。本来であれば、一般筋トレは生涯学習課のスポーツ振興係が担当すべきものですが、本町の場合は、昼間は高齢者が介護予防として同じ施設を利用していること、施設に設置されているトレーニングマシンの種類からいっても健康増進を中心とした利用が有効と考えられることなどから、担当課をまたいでの協力体制づくりも重要と思います。

講習会を受講する人は多いのに、継続して施設を利用する人が少ない理由はなぜかを考える 必要があります。受講者の運動へのニーズ調査を行い、それに応えるようなプログラムを用意 するなどは効果的な手段ではないでしょうか。

せっかくの3施設です。費用を最少に効果を最大に発揮させ、究極の目的達成とまではいかないまでも、施設内にある筋トレマシンをさらに稼働させる具体的な意向はありませんか。御答弁をよろしくお願いいたします。

議長(高山由行君)

執行部の答弁を求めます。

民生部長 中村治彦君。

民生部長 (中村治彦君)

おはようございます。

安藤雅子議員からの一般質問、筋力トレーニング施設、3施設の活用について、利用者増加

対策について答弁申し上げます。

安藤雅子議員の議員生活 3 期12年、最後の定例会一般質問になります。くしくも私の一般質問の答弁のデビューとなります。緊張感を持って丁寧に答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

まずは、簡単にこの3施設の概要と令和4年度の実績を御紹介したいと思います。

筋カトレーニングによって、高齢者の移動能力の向上、転倒予防、生活の質の向上を醸成する機運が高まる中、平成22年にみたけ健康館、27年に伏見にこにこ館、29年に防災コミュニティセンターの3施設3館が開設されました。みたけ健康館、伏見にこにこ館ともに管理運営を同一の指定業者に指定し、防災コミュニティセンターへは同業者に業務を委託しております。

令和4年度、この3館の一般筋力トレーニング講習会は10回を開催し、受講者は42人です。 同じく、一般筋力トレーニング教室は1,207回開催し、参加者数は延べ2,451人となっております。一見、利用者数が多く見受けられますが、平均利用者数は開催回数の1回当たり約2人となって、議員御指摘のとおり高い数値を示しているとは言い難い状況となっております。

参考までに、高齢者筋力トレーニング教室は、教室としては348人、フォローアップ教室では、実に延べ1万608人と利用者数は大変大きな数値となっております。担当課の試算では、約2,200万円の介護給付費の抑制、削減につながるのではと見込んでおります。

それでは、御質問への答弁本旨に入っていきたいと思います。

まず、大前提といたしまして、指定管理者との協議によって、利用者の増加対策を進めてまいりたいと思います。町の保健師や栄養士を配置するということより、筋力トレーニングマシンの機能を熟知している指定管理の看護師を配置するほうが効率的であり機能的ではないかと考えております。

指定管理者の看護師の平日昼間の高齢者筋力トレーニング教室、出勤状況に応じて、そのまま配置できるか可能性調査をしながら進めていきたいと思います。全館、毎日ということではなく、例えば月に数回、会場を特定して実証実験的に開催することがまず最初の第一歩かなというふうに考えています。

利用者の気づきや健康への目安の提示につきましては、筋力トレーニングのマシンの効果、効用、効能など見える化を図ってまいりたいと思います。利用者様に分かりやすく、誰でも容易に理解できるものを掲示するために、スマートフォンでQRコードにアクセスすることでマシンの利用方法などが動画で確認できるような仕組みができないか構築したいと思っております。

講習会受講者のニーズ調査、それに対応するプログラムについてですが、利用者様へのアンケート調査は指定管理者が以前から実施しており、引き続き検証してまいります。それに加え

て、今後は講習会のみを受講して未利用の方、利用回数が著しく少ない方へアプローチをして ニーズ調査ができないか指定管理者と研究してまいりたいと思います。各種調査ではデータ分析を行い、指定管理者と意思疎通を図りつつ、行政としても必要に応じて、その要望等に応じていく方針でございます。

町として進めていくことは、令和6年度から後期高齢者向けの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を行うに当たり、集いの場などで栄養、口腔などについて専門職による講演を検討してまいります。同様に、一般筋力トレーニング教室利用者様向けの講演を計画していければなと考えておるところでございます。少しでも筋力トレーニング教室の重要性をアピールするため、保健事業と介護予防の観点からも指定管理者を後押ししつつ、町内全体の健康寿命の延伸と介護予防を促進し、介護給付費、医療費抑制に努めていきたいと考えております。

ただ、これらは指定管理者と協議しつつ行政としても協力し進めていきますが、一朝一夕に利用者数が右肩上がりに上昇するとは考えにくいこともあります。というのは、民間施設ではプラスアルファのサービスや、最新のエクササイズマシン、プールなど、中にはサウナなどもあり、専門家が常駐してアドバイスを受けるということができるということで、民営スポーツジムへ行かれる方が多いのも現状ではないでしょうか。最近では24時間対応やコンビニ感覚で使えるジム、女性専用のジムまで出現しております。元来、3館に導入しているマシンは高齢者パワーリハビリ用のマシンであり、一般の方が筋力トレーニングで筋力アップを目的に利用するというには多少物足りないことも事実でございます。御嵩町の身の丈に合った、自由度が高く誰でも気軽にいつでもふらっと立ち寄れるような筋力トレーニング教室を目指していきたいと思います。

渡邊町政の下で開設したこの3施設についてはこれからも有効に活用できるよう、幅広に利用者様の御意見や御要望を聞きながら、よりよい利活用を図ってまいりたいと思います。そのためには、安藤雅子議員、自らも御自身の知見、経験、そして体育指導等の技術を生かして、御助言、御指導いただき、一緒になって筋力トレーニング教室の利用者増、そして利用者の満足度の向上に貢献していただきたい。そう思うとともに、安藤雅子議員の今後のますますの御活躍にエールを送りたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

[7番議員举手]

議長(高山由行君)

7番 安藤雅子さん。

7番 (安藤雅子君)

御答弁ありがとうございました。私へのエールまで含めていただいて、本当に感謝しかあり

ません。

これは質問ではありませんけれども、私は健康運動実践指導者という資格を持っていたことから、毎月行われる一般筋トレの講習会を担当しておりました。毎回、多くの方が受講されて施設を使うという資格を持たれるのに、実際に施設に通って運動が継続されるという方が少ないことをいつも残念に思っていました。

高齢者筋トレは継続して運動を続けられる方も多く、回答にもありましたように、介護給付費の削減・抑制にそれがつながっています。これは、看護師さんがついての教室のような形でのトレーニングが功を奏していると推察をします。顔見知りの人たちとおしゃべりができて、看護師さんからも声をかけてもらえることができる、そんなことが継続へのモチベーションとなっているのではないでしょうか。

それに比べて、一般筋トレは個人で来て、個人でトレーニングをして帰ります。どれくらいやればいいのか、このやり方でいいのか、効果は出ているのか、体幹を鍛えるにはどうしたらいいのかなどなど、聞きたいことや教えてもらいたいことのある人も現状では誰にも質問できません。回答の中で、指定管理者と協議をして看護師の配置をできないか、実証実験的な開催を考えていくとのことでしたが、看護師でなくとも運動の指導者でもよいと思います。

また、施設にはヨガマットやバランスボール、ステップ板などの機材もそろえてあります。これらを使った体験会を開催することで、器具の使い方を知ったり、利用者同士の親交を深めたりする。そして、質問箱を設けて利用者の体のトラブルやメンテナンスの質問に回答をしていく、また、腰痛、膝痛、肩凝り、ダイエットなど対応のトレーニングメニューをつくって施設に置いておき、いつでもそれを見ながらのトレーニングができるようにする。例えば、隔月ぐらいで体脂肪、筋肉量、BMIを計測し、ウエストや太もも周りを測ったりするという数字で自分の体の変化が分かるような取組をすれば頑張りがいもあるというものでしょう。

利用者増への工夫は、知恵を絞れば、メニューづくりや利用者へのアンケートなども、アンケートの設問の内容次第でヒントが拾えるものもつくれると思いますし、お金を余りかけなくてもできることがあるように思います。メニューづくりとか質問への回答は、町の保健師さんや栄養士さん、町関係の理学療法士さんなどの御協力を得られれば無理なことではないと私は考えますし、そういうことによって利用者と町との関係性も深くなってくるのではないでしょうか。

御嵩町の身の丈に合った、自由度が高く誰でも気軽にふらっと立ち寄れるような筋力トレーニング教室を目指すとの御回答です。まさしくそうですね。工夫を凝らして、行くのが楽しいと思ってもらえる、御嵩バージョンの施設になっていくように、そして利用者の皆さんが健康への興味を持ち、情報を得ながらクオリティーの高い生活を送れるように、ひいては、上がり

続ける国民健康保険料の抑制にもつながっていく、こんなことを望んで私の質問を終わりたい と思います。ありがとうございました。

議長(高山由行君)

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、10番 大沢まり子さん。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

10番 (大沢まり子君)

マスクを外させていただきます。

議長にお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、誰もが投票しやすい環境を目指してと題して、2点お伺いいたします。

御嵩町においては、投票区及び投票所の統合・再編により5か所となった投票所がどこでも 投票できる共通投票所となりました。

また、期日前投票は役場、伏見公民館、移動期日前投票車を走らせての津橋公民館、綱木グランドでも実施をするなど新しい取組をされていますが、一人でも多くの方が投票しやすくなることが大事なことかと思います。

町民の皆様の声はどのようなものがありますでしょうか。

投票の意思があっても、病気やけがなどで投票用紙に文字を記入することが困難な人がいます。このような方のために代理投票制度がありますが、障害のある方や高齢者は意思の疎通が難しい場合もあり、係の方に口頭で伝えることが難しかったり抵抗がある方も見えます。そういったことからスムーズに投票できないことがあります。

今全国に広がりつつあるのが投票支援カードです。

投票支援カードとは、選挙投票所において障害のある方や高齢者をサポートするために、会 話が可能か可能でないか、代理投票を申請するか、そのほかの受けたい支援などを記入し、投 票所の係員に提示をすれば必要な支援を受けることができるというものです。

既に導入している自治体では、ホームページに投票支援カードの説明、使用方法、投票支援カードを載せ、誰でもダウンロードして使えるようになっています。事前にホームページからダウンロードして印刷をし、配慮していただきたい事項を自宅で記入して、入場券と一緒に持っていくことで安心して投票所に向かうことができます。

困難を抱える方でも安心して投票できる仕組みづくりに重点を置くべきと考え、事前に記入 して投票所で提示できる投票支援カードの導入を求めます。御見解をお伺いいたします。

2点目に、選挙パスポート導入についてお伺いします。

関市が2013年から導入をしている選挙パスポートを御存じでしょうか。

これは選挙で投票に行ったとき、希望に応じてスタンプを押印できる言わばスタンプ帳です。 選挙に関する豆知識のコーナーや日本国憲法前文も掲載されていますが、日本国パスポートと 同じぐらいの手軽に持ち運べる大きさになっています。

そして、人生80年と考えた場合、生涯に選挙に参加できる機会を100と計算し、100回分押せることになっています。1回の選挙で生涯の選挙の1%、これから選挙権を得るあなたに楽しみながら生涯投票率100%を目指してほしいとの思いが籠もっているようです。まずは、18歳で選挙権を得ることになった成人した若者にプレゼントして選挙に対する啓発活動を行い、若者の投票率アップにつなげていくことができるのではないかと考えます。また、希望する人は誰でも入手することができ、楽しみながら投票に行ける体制を整えることは大変有意義なことと思います。

関市に続き、山口県の宇部市や愛知県の犬山市でも同様のパスポートや手帳などを導入しています。ぜひ、御嵩町でも選挙パスポートを導入できないか、お伺いをいたします。

2点、よろしくお願いいたします。

議長(高山由行君)

執行部の答弁を求めます。

総務部長 各務元規君。

総務部長(各務元規君)

それでは、大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

誰もが投票しやすい環境を目指してと題して、2つの質問をいただいております。

初めに、私は選挙管理委員会の書記ではございませんので、所管課の部長としてお答えさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

それでは、質問の1点目の投票支援カードの導入を求むについてです。

総務省はこの4月に行われた統一地方選を前に、障害のある方に対する投票所での対応例や 代理投票時における投票の秘密に配慮した取組事例など、全ての選管に対して通知を行いました。

町では、これまでも障害者や高齢者などに配慮した投票環境の整備を進めてまいりました。 投票区の再編により、全ての投票所のバリアフリーはもちろんのこと点字器や点字の氏名掲示 の用意など、あらゆる有権者の投票機会の確保に努めています。

投票支援カードについては、議員御指摘のとおり、障害のある方だけでなく高齢者など全ての人が安心して円滑に投票することができるためのアイテムとなります。投票の際、支援が必要な方に対して意思確認を含めたコミュニケーションがスムーズに行えることから、6月25日執行予定の町長・町議会選挙から利用できるよう選挙管理委員会に対し御提案をさせていただ

きたいと思っております。

次に、2点目の選挙パスポートの導入を求むについてです。

選挙パスポートは、議員から御紹介いただいたように、若者の投票率を上げるため投票した ことをスタンプで記録する手帳で、選挙啓発の取組として関市が初めて実施したものです。

御嵩町においても、住民の方に選挙に興味を持っていただき、投票率アップにつながる施策として平成29年からユニークなデザインの投票済証の発行に取り組んできました。初めは、みたけのええもんを描いた本のしおり型投票済証を発行し、令和元年からは御朱印・御城印ブームにあやかり、御朱印風の投票済証を発行したところ大変好評で、投票済証を持ち帰る方が多くなりました。また、可児才蔵の墨絵と御朱印風のデザインをセットにして期日前投票限定の投票済証として事前告知したところ、期日前投票率が2倍にアップしたのも事実です。町のこのユニークな取組はテレビや新聞でも取り上げられ、選挙啓発としても多大に寄与できたと考えています。

住民の中には、投票済証を毎回楽しみにされて、御朱印帳やノートに貼り付けてコレクションされている方も増えてきました。御提案の選挙パスポートとは少し異なりますが、選管の担当者はアイデアの一つとして、町独自の投票済証の特性を生かして御朱印帳や簡易アルバムのような啓発グッズを配布することで、あらゆる選挙に足を運び、投票のあかしを楽しくコレクションしたくなるような仕組みを検討しているところです。コレクションにつながる取組が選挙啓発、投票率の向上に結びつくかも含めて慎重に検討し、選挙管理委員会に提案させていただきたいと考えています。引き続き、若者や有権者の方に政治参加へ興味を持ってもらい、投票行動に結びつけられるよう様々なアイデアを試みてまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長(高山由行君)

10番 大沢まり子さん。

10番(大沢まり子君)

非常に前向きな御答弁ありがとうございます。

選管のほうに御提案していただけるということでありますし、この御朱印帳型みたいなことはすごいアイデアで、私も思いつきませんでしたけど、御嵩町のPRといいますか御嵩町の特性ということであり、とてもすばらしいなと思いましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、投票所での支援に対して支援カードには記入するんですけど、投票所に行くのに 5か所になってしまって足がないというか、投票所が遠くなったというお声をちょっとお伺い するんですが、そういうことに対する対応というのは何かあるんでしょうか。教えてください。

議長(高山由行君)

総務部長 各務元規君。

総務部長(各務元規君)

現在もやってはおりますが、特に上之郷なんかが遠くなったということもありましたので、 移動投票所ということで期日前の段階で設置をさせていただいておりますので、引き続きそう いった意見を聞きながら、場所については一応決めてはおりますけれども、いろんな意見を聞 いて変える場合もあるかもしれませんけれども、取りあえずそういう形で、移動投票所でそう いった方たちをフォローしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[10番議員挙手]

議長(高山由行君)

10番 大沢まり子さん。

10番(大沢まり子君)

ありがとうございます。投票しやすい環境づくりということでありますので、どうかよろしくお願いします。

次に道路の損傷等通報システムの導入についてお伺いをいたします。

私は2020年9月の一般質問で、LINEを使って道路補修や必要な箇所、街灯などの異常などを住民から通報してもらうことはできないかについて質問いたしました。当時の部長の答弁では先行する自治体の様子を一、二年見てみると同時に、財政面への負担が少なく効率的な運用が可能な手法を研究してまいりたいということでした。2年半が経過いたしましたが、研究の成果はございましたでしょうか。

私の自治会では、昨年の自治会長がLINEを取り入れ、大庭台住民がグループ員となり、 一斉に連絡が来たり、直接自治会長に現場写真をつけて異常を知らせることができて大変よかったと思っております。本年度の自治会の役員さんは大変若い方ばかりで、すぐにLINEでつながりました。時代は大きく変わってきています。

一例ですが、5月16日の公明新聞に、尾張旭市が昨年10月から道路の損傷等通報システムの運用を開始し、4月までに54件の通報があったという記事が載っていました。このシステムは市のホームページや専用の2次元コードから専用サイトにアクセスをして、市民が道路の穴などをスマホで撮影し、市に送ることができるものです。通報を受けた土木管理課はそれぞれの所管部署に連絡をし、補修、経過観察などの対応をします。そして対応状況を年4回公表します。市の担当者は、住民が市に協力する一つの方法としてシステムを活用してほしいと話していました。

行政の目の届かない問題箇所を町民から指摘していただくことができたり、町民が町の課題を投稿することで若い世代も町行政に目を向けるきっかけにもなるなど、メリットもあると考え、ここに提案いたしました。

町民が損傷箇所を簡単に通報できるシステムを導入できないかについての御見解をお伺いします。

議長 (高山由行君)

執行部の答弁を求めます。

建設部長 早川均君。

建設部長(早川 均君)

それでは、道路の損傷等を通報するシステムの導入について、大沢議員からいただきました 御質問に答弁させていただきます。

御質問の要点といたしましては、令和2年第3回定例会で大沢議員の一般質問に対し答弁させていただいたことにつき、その後の研究成果についてと、他自治体で導入されている道路の損傷等通報システムを本町に導入できないかの2点かと存じます。

さきの定例会で大沢議員から今回と同様に道路の異常に関して通報するシステムの導入について御質問を受けた際の答弁は、通報システム導入については先行する自治体の様子を一から二年は見てみると同時に、財政面への負担は少なく効率的な運用が可能な手法を研究していきたいといたしたものでございます。その後の研究等につきましては、先行導入している自治体の運用状況を伺いながら本町の現状を俯瞰して見るなど、どのような効果が得られるかを考えてみたところです。

先行導入した自治体に寄せられる通報については、各自治体が期待している内容のほか、単に要望と思われる案件や個人間に関する案件、そのほか担当課所管外の案件、いたずらや誤報なども含まれるとのことです。通報内容だけではその案件の背景が見えないため、現場での状況確認、通報者及び付近での聞き取りなどから始めることもあるとのことで、その対応には苦慮している、時間や人が取られてしまうこともあるとお聞きしたところでございます。

自治体が期待している内容の通報につきましては、当然メリットでございますけれども、単純には比較できないものの、デメリットも感じておられるということでございました。

本町の現状につきましてでございますけれども、一般の方が道路等の損傷を見つけられた場合、来庁や電話によるほか、町ホームページのお問合せフォーム、自治会要望などで情報提供をいただいております。

そのほか、当方の自前では建設課職員によります月2回の道路パトロール、それから町職員による週2回の防犯パトロールを実施する中で、道路を含む施設等の異常の有無を確認してい

るところでございます。情報提供をいただいたり、パトロール時に異常を確認した場合には早期の対応に努めているというところでございます。

通報システムの導入に関しましては、他自治体に運用等をお聞きした中で、やり方によっては経費は大きく違ってくると伺ったところでございます。また、大沢議員御指摘のとおり、行政の目が行き届かない箇所もあるとの認識はしているところでございますけれども、今の現状での対応の状況につきまして、大きな苦情、それから大きな御不満の声は聞こえていないということから、本町の現在の対応はおおむね良好であると理解しているところでございます。よって、同システムを導入する緊急性、また緊迫感につきましてはあまり高くはないのではないかと思っているところです。

ただ、同システムの導入に否定的なわけではございません。情報を収集する窓口が多いこと はよいことだと思うので、さらなる研究を続けていきたいと存じます。何とぞ、御理解のほど よろしくお願いいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長(高山由行君)

10番 大沢まり子さん。

10番(大沢まり子君)

まだまだ研究が必要な段階かなというふうに、御答弁をお聞きして思いました。

現在でも、私自身、いろいろ町内を走っていますとすごい、あそこが穴が開いている、ぼこぼこだというお言葉を聞きながら、それを聞いて自分で写真を撮って町のほうにこういうことになっていますよということをお示しさせていただいているので、それは議員としては町民と町政のつなぎ役かなというふうには思っております。それはまた続けていきながら、そういったシステム化されるともっと町民の声が届くかなと思いますので、今後またさらに研究していただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長(高山由行君)

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

3番 奥村悟君。

なお、パネル等物品を用いての質問の申出がありましたので、これを許可いたします。

3番(奥村 悟君)

質問に入る前に少し話をさせていただきます。

昨夜、大変うれしいニュースが飛び込んできました。将棋の藤井6冠が最年少20歳10か月で 名人を奪取しました。これで7冠達成です。将棋の全タイトルが8冠となった今、全冠制覇す るのは年内にもということで誰も成し遂げられなかった夢に向かっていきます。

藤井聡太7段は幼少の頃、大きくなったら将棋の名人になりたいとよく言っていたそうです。 名人と聞くだけで誰しもがなりたい憧れの一つです。その名人になって夢をかなえました。藤 井聡太少年を育てた将棋教室の教えは、強い者にひるむなだったそうです。その言葉からも、 強い者、弱い者が多くいる世の中、強い者にも正々堂々と立ち向かって、ひるむことなく自身 の夢をかなえればと思った次第でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しておきました通告書に従い、 質問をさせていただきます。

今回は、大項目1点であります。

自転車ヘルメット着用努力義務化による交通安全対策についてであります。

改正道路交通法の施行により、この4月1日から自転車のヘルメット着用が努力義務化されました。

今回の改正は自転車に乗る全ての人に対してヘルメットの着用が義務づけられましたが、まだまだ自転車を利用する際のヘルメット着用率は高くありません。2020年に自転車ヘルメット委員会が全国1万人を対象に調査した調査結果では、平均のヘルメット着用率は11.2%で、多くの国民にはヘルメット着用の習慣がありません。都道府県別着用率は1位が愛媛県の29%、2位が長崎県の26%、3位が鳥取県の18%で、岐阜県は15%で7位になっています。

愛媛県が首位なのは、2013年から県の条例で全ての年齢で自転車に乗るときにヘルメット着用の努力義務を定め、2015年には県立高校の生徒全員約3万人に無償でヘルメットを配付するなど、行政や多くの機関が着用を推進してきた結果だと考えられます。

岐阜県では、県と県警察が連携して、県内の32地点で早朝7時半から8時半に調査した結果、2022年9月が17.6%、11月が19.8%、2023年2月が23.8%と着用率が高くなってきています。これは2022年に岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、ヘルメットの着用が努力義務となったためだと考えられます。今回の道路交通法の改正で自転車を利用するときにヘルメット着用が努力義務になったことで、今後ヘルメットを着用しようとする気運が盛り上がるのではないでしょうか。

2022年の警察庁の調べでは、自転車乗車中の事故で死傷した人のうち死亡した人の割合は、 ヘルメットを着用していた場合は0.21%、着用していない場合が0.54%で、着用していた場合 の約2.6倍でした。自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は約6割が頭部に致命傷を負っ ています。 このようにヘルメット着用の努力義務や自転車保険の加入が義務化されたことで、近年自動車、自転車事故によるけがや死亡する人の数が増えていることから垂井町ではこの4月から中学校入学の新1年生に祝い品として交通安全ヘルメット1個、2,805円を支給しています。これまでは自転車で通学する生徒に限って渡してきたものを拡大したものです。一方、神戸町では4月から全町民を対象にヘルメット、安全基準を満たす新品のヘルメットが対象、の購入費の半額、上限2,000円を補助しています。近隣の川辺町は、高齢者や児童・生徒などを対象に神戸町と同様の補助を4月からスタートさせています。また、大野町では、4月から県内の自治体で初めて、町内の2つの中学生全員を対象に公費で自転車保険に加入させる取組を始めました。

私は、毎朝伏見小学校の児童の見守りを行っています。その途中で擦れ違う自転車通学する 学生は、中学生はヘルメットを着用していますが、高校生はほとんど着用していません。年齢 が高くなるほど着用率が悪くなっているようです。

5月7日に行われた伏見小学校の交通安全教室で、自転車の安全な乗り方やヘルメットのかぶり方について可児警察署の警察官と御嵩町交通指導員により指導がありました。私もその補助をさせていただきましたが、このように小・中学校では日頃から交通安全教室を行うなど、ヘルメットの重要性を促していることが着用率の高いことの一つの要因ではないでしょうか。

先々月、美濃加茂市の西中学校の1年生が自転車による事故を防ぐため、日本ライン自動車 学校でヘルメットを着用し、コースで正しい乗り方を実践しました。また、校舎内ではモニタ ーを見ながら運転する自転車シミュレーション体験を行ったそうです。

自転車は子供から大人まで幅広く利用される便利な乗り物であることから、自転車による事故は誰にでも起こる可能性があり、最も身近な交通事故といってよいでしょう。ここ数年、交通事故件数に占める自転車の割合は2割程度と高水準で推移し、自転車事故による死傷者数は未成年者と高齢者で過半数を占めています。過去には、小学生が自転車事故を起こし、損害賠償9,500万円の支払いを命じられたというニュースも話題になりました。したがって、より一層の事故防止への意識を向ける必要が出てきたのではないかと感じます。そこで、本町でも自転車事故による死傷者を減らすための施策を早急に講ずる必要があると考えます。

少しパネルで紹介をしますが、実は、私が毎朝見守りをしているとき、40歳ぐらいの男性ですけれども、私の自治会の子ですけれども、今年1年生に入りまして、下の子は伏見保育園に通っています。毎朝自転車を引っ張って、この後ろに車に乗せて、きちんとヘルメットをかぶって登校についていきます。こちらが途中ですけれども、後ろからこうやってついていきますが伏見保育園まで送っていっています。ヘルメットをこういうふうにかぶって行っているということです。それで、こういったものも一応自転車ということで認められているそうです。道

交法で、それでこの地域では現在この男性と、それからかわい幼稚園に1人、こういったふうで乗せて幼稚園に送り迎えしているということで、この地域ではこういった利用で自転車につけて子供さんを送っている。普通は自転車に乗せると転んだりして危ないですけれども、こういった方式の自転車もあるということで、お二人の方がやっているということで御紹介をさせていただきます。

そこで質問ですが、1つ目、町内の中学校の自転車通学の生徒は何人いますか、またヘルメットの着用率はどのくらいですか。

2つ目、高齢者や児童・生徒、幼児など自転車利用者を対象に、自転車保険への加入補助や ヘルメット購入に対する補助を他の自治体の事例を参考に実施すべきと考えますが、いかがか。 3つ目、自転車による交通事故を減らすため、自転車シミュレーター、体験装置を使った交 通安全教室を行って実際に体験することで、危険予測や安全意識の向上を図ってはどうか。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

議長(高山由行君)

執行部の答弁を求めます。

まず最初に、教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長(筒井幹次君)

おはようございます。

それでは、奥村議員からの御質問にお答えをいたします。

御質問は、自転車ヘルメット着用義務化による交通安全対策について3点いただいております。

私からは御質問のうち、1点目の町内中学校の自転車通学の生徒は何人か、また、ヘルメットの着用率はどのくらいかと、2点目の御質問のうち、児童・生徒を対象とした自転車保険の加入に対する補助についてお答えをいたします。

初めに、1点目の御質問についてです。

本年4月1日、改正道路交通法の施行により全国的に自転車の乗車用へルメットの着用が努力義務化されたことはメディア等でも大きく取り上げられ、その後、一時的に自転車用へルメットが品薄状態であるとも言われておりました。

岐阜県では、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を令和4年4月1日に制定し、乗車用へルメットの着用の努力義務化に関する事項については同年10月1日に施行されました。

現在、町内の中学校において自転車通学が実施されているのは共和中学校のみで、保護者からの申請により通学距離や地理的条件などの基準に基づいて学校が許可をしております。共和

中学校では、令和5年5月現在、全校生徒155人のうち23人、率にして14.8%の生徒が自転車による登下校を行っており、この23人のうち町内在住の生徒が15人、可児市兼山在住の生徒が8人となっております。

学校では自転車通学申請時の約束として、ヘルメットを着用し、顎ひもをしっかりつけると明記しており、入学説明時に生徒と保護者にも説明しています。また、生徒には毎年1年生を対象に交通安全指導を行い、ヘルメット着用の重要性を伝えながら指導しており、本年度は4月19日に実施いたしました。これらの指導や生徒本人の自覚により、登下校時のヘルメットの着用率は100%と認識をしております。また、土・日等の部活動のみに自転車を使用する生徒に対しても通学利用の生徒と同様の着用指導を行っております。

このように、ヘルメット着用の重要性を伝えることはもちろん、大前提として事故に遭わない、起こさないことが重要であり、今後とも自転車の乗り方やルール、マナーといったことについて適切な指導を行い、交通事故防止に取り組んでまいりますので、奥村議員におかれましても引き続き、児童・生徒の登下校の見守りなど御協力お願いいたします。

次に、2点目の御質問のうち、児童・生徒を対象とした自転車保険の加入に対する補助についてお答えをいたします。

議員御案内のように、2013年には小学生が自転車で歩行者と衝突した事故で、神戸地裁において9,521万円の支払いを命ずる判決があり、全国的に都道府県条例等で自転車損害賠償責任保険、いわゆる自転車保険等への加入を義務づける動きが進んだとされています。

岐阜県においても、令和4年10月、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により自転車を利用する者に対し、自転車保険等への加入を義務づけております。このような中、揖斐郡大野町では、これまで町内の全ての小・中学生に自転車保険等に加入するための費用に対し年額1,000円を上限に補助してきましたが、この4月からは中学生全員を対象に公費で自転車保険に加入させる取組を開始したとのことで、県内の自治体では初めての取組とされております。

その一方で、一般的には自転車に限らず、損害賠償責任保険は万が一のときのために自らを 守るものとして個人の責任で備えるものであり、これを公費によって一律に加入することや保 険料の一部を補助することは慎重に検討する必要があると考えております。また、自動車保険 や火災保険、傷害保険等の特約としてセットされている場合や、親が勤める会社や団体の中で 個人賠償責任保険として契約している場合などがあり、各家庭においてその対応は様々です。

これらのことから、県条例による自転車保険の加入義務化の意義や公費支出としての公平性、今後の他自治体の動向など注視をしながら研究してまいりたいと考えています。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長(高山由行君)

続いて、総務部長 各務元規君。

総務部長(各務元規君)

それでは、奥村議員の質問に、教育参事に続いて、私からは2点目と3点目の質問に答えさせていただきます。

初めに、御嵩町における交通事故の状況は、岐阜県警発行の令和4年中の交通事故年報によると人身事故が16件あり、そのうち自転車事故は1件ありました。自転車利用者が事故の加害者となった割合は市町村ごとにはデータがありませんが、県全体で人身事故の2%となります。それでは、質問の自転車保険の加入とヘルメット購入に対して補助する考えについてです。

自転車損害賠償責任保険の補助に対する考え方については、教育参事の答弁と同様な考え方をしております。

もう一点のヘルメット購入に対する補助についてです。

県内の自治体でヘルメット補助制度を設けているのは5市町ありました。上限を2,000円として補助しているところがほとんどですが、対象者については小・中学生に限定したもの、準要保護世帯で新1年生に限るなど条件を付したものなど様々です。ほかにも、ヘルメットを交通安全協会が新1年生に給付している自治体もあります。

一方で、補助金の見直しにより、ヘルメット補助制度を廃止した自治体もありました。県は 自転車条例を制定し、ヘルメットの着用を努力義務としたことに併せて、着用の普及促進を図 るため、ヘルメットの購入補助を行う市町村への間接補助を予定していました。しかしながら、 同様の補助制度を既に実施している他県において制度導入による効果が不明として、令和5年 度の予算計上を見送った経緯があります。

町としては、このことを踏まえ、制度の創設については教育委員会と連携しながら県の施策 に歩調を合わせて検討していきたいと考えています。引き続き県の動向を注視するとともに、 自転車条例で定める自転車保険への加入義務とヘルメットの着用努力義務については、しっか りと啓発に努めてまいりたいと考えています。

最後の質問、自転車シミュレーターを活用した交通安全教室についてです。

今回、議員より新しい取組を紹介いただき、お礼を申し上げます。

町では、例年4月に3つの小学校の授業方針に基づいて交通安全教室を実施しています。ダミー人形を用いた衝突実験、自転車の安全な乗り方やヘルメットのかぶり方、危険回避など、自ら身を守る交通安全意識の向上や交通ルールの理解などを目的とした取組を実施しています。 御紹介いただいた自転車シミュレーターは、自転車の交通ルールとマナーを分かりやすく伝え、さらに危険予測力を高めることを目的とした教育機器です。シミュレーターには、学校や

塾、スーパーへ買物に行くなど年代に合わせたソフトが用意されていて、車の死角から小さい子が飛び出してきたり、見通しの悪い交差点から車が急に現れるなど、危険な状況を疑似体験できます。これは町では今までにはない新しい形の交通安全教室でありますので、各学校の了承が得られるならば、ぜひ取り入れたいと考えています。

この自転車シミュレーターを活用した自転車安全運転出前講座を県が実施していますので、 5月30日に開催された校長会において早速案内をさせていただき、交通安全教室の一つとして 積極的な実施を依頼したところです。この新しい取組が実現できるよう今後も働きかけてまい ります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長(高山由行君)

3番 奥村悟君。

3番(奥村 悟君)

前向きな答弁もありまして、ありがとうございます。

少し教育参事にお聞きしたいんですけれども、今の共和中学校のみということで、私が聞いていますには向陽中学校は1人おるそうです。自転車通学が、そうやって聞いておりますけれども、5月現在で155人のうち23人ということなんですけれども、御嵩町は割りかし少ないかな、よその市町村に比べてというふうに思うんですけれども。

実はここにヘルメットをちょっと持ってきたんです、これは共和中学校のヘルメット。うちの孫が中学校1年生で購入しまして、これはラスパで買ったということですけれども、今は高校ですので今はかぶっていませんが、ヘルメットはこんなふうで、本当に工場のヘルメットのようなSGマークも何もないです。これを買ってきて、自分で購入して、このシールを学校で貼ってもらうと。向陽中学校もそうだと思いますし、上之郷中学校もそうなんですが、シールは学校で貼ってもらうと、購入は自分でということなんですけれども。

実は私、先般、本巣市の市議会議員に知人がおりましてちょっと聞きましたら、本巣市はこのようなヘルメットを支給しています。これ、本巣市は真正町とかが合併していますけど、合併当時から支給しているそうですけれども、実際はこのタイプにしたのは令和4年度、昨年度からこのタイプにしたんです。

これは、前につばがあって本当にかっこいいということで子供さんは大変喜んでいるそうです。小学校1年生と、それから中学校1年生に配るそうです。裏にもスポンジというか、こういうようなものが入っていまして衝撃吸収をするということになっています。必ずここにSGマークがついています。これを全部市費で買って支給をしているということです。それで、小

学校はS・Mサイズというか、調整ができるんですこの大きさを、ここでひもで。それから中学校はM・Lサイズというもので、やっぱり小学校は6年生までまだ頭が大きくなりませんが、中学生になると頭が大きくなるということで、ちょっと大きいサイズということで、1,500円で入札をして買って支給をしているということで約600個ぐらい買って、やっているそうです。小学校は260人、中学校は250人ということで支給をしているということですが、そういったふうにやっぱりヘルメットのこの重要性は大事ですね、SGマークは当然必要ですから。

教育参事、御嵩町でもそういった検討はできないかなというふうに思うんです。

県がヘルメットの補助を今回、令和5年度は1,000万円ぐらい予算化しようということで財政に行ったら蹴られてしまったそうです。

それで、先ほど総務部長が言われたように他県の状況を見てということなんですが、愛知県はやっています。愛知県は補助をして、市町村は全部52の市町村、名古屋市とか大山市とか全部やっています。効果を1つ、2つ聞きましたが大変いいということで言っていました。

他県の事例って本当に検証したかどうかということで、岐阜県に言いたいんですよ。きちんと愛知県はやっています。そういった中でただ、県がないのにもかかわらず川辺町とか神戸町はやっているということですから、それを前向きにしてちょっとやってほしいというふうに思うんですけれども、啓蒙ではいかんせん何もできないと私は思っています。実際、子供たちが現場で実際にあった、本当に転んだりするとき危ないんですよ。

そういった中で、教育委員会、教育参事の対応として具体的に、ちょっと答えていただきた いと思います。

議長(高山由行君)

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長 (筒井幹次君)

奥村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今御紹介がありましたように、SGマーク等がないヘルメットということでした。正直、どういったヘルメットを指定しているということではないと思います。

そういった中で、今おっしゃられたように安全というものが第一であるということはもちろんのことです。それがやはり、SGマークといったものが適用されているかいないかということは大きな問題であると思いますので、その辺りは今後の課題といいますか、それを例えば今のお話のように支給にするのか、例えば補助をするのか、またそういったものを標準の仕様として指定するのかとかといった方法といいますか、考え方はいろいろあると思います。

先ほど奥村議員からのお話にもありましたように、県としてはそういったヘルメットの予算 は切られているということで、総務部長からもその補助に対する説明はあったかと思います。 そういったものを踏まえまして、ただ、今おっしゃられるようなヘルメットの規格とかいった ことについては教育委員会としても考えていく必要があると考えております。以上です。

[3番議員挙手]

議長 (高山由行君)

3番 奥村悟君。

3番(奥村 悟君)

全児童、全生徒対象というふうじゃなくて、本巣市のように1年生対象、6年生対象ということで、やっぱりこれは先んじてやるということが大事です。県がお金をつけなかったからもうできないんじゃなくて、神戸町とか川辺町のように先んじて、御嵩はこういうことをやっているんだなあというものでやってほしいというふうに思いますけれども、本当に今後検討して、事故が起きてからでは遅いです。いろんな事故が起きてから後、いろんな対策をしておるんですけど、起きてからでは遅いですからそれをやってほしいと思います。

それからもう一点、総務部長からも話が出ました自転車保険の話なんですけれども、自転車と車とか、対自転車の場合は責任割合はやっぱりそちらに課されるんですけれども、対自転車、子供でも大人でもそうです、人とぶつかったときに誰が補償するというのか。自転車なんです、人間、人じゃないんです。車と接触したときは車のほうから保険が出るんですけれども、人とやったときはこちらが補償して、先ほど9,500万円とかありましたけど、そのぐらいの補償、小学1年生、幼稚園でも補償をしなければならんということになるんですけれども、そういった場合に例えば、ちょっと参事に聞きたいんですけど、教育参事に。

日本スポーツ振興センターの負担金って納めていますかね。

小学校と中学校で、小学校は84万円ぐらい、中学校で30万円ぐらい納めているんですけれど も、これは課外授業とか通学にもお金が出るんですけれども。まず、その費用は個人に出るの か、相手には出ないですね、自分が事故が起きたときに自転車に乗っていても、事故が起こっ たときには保険は下りるということですか。

議長(高山由行君)

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長(筒井幹次君)

今御質問のスポーツ振興センター、保険ですね。こちらについては損害賠償というところに は対応ができていないと考えています。これは自ら負った損傷といいますか、傷といいますか、 そういったものに対応しているというところであります。

[3番議員挙手]

議長(高山由行君)

3番 奥村悟君。

3番(奥村 悟君)

そういうことでしょうね。自分自身のけがについて補償が出るということですから、対人に はないというふうに思うんですね。

今現在、大体対人に入るのは、1億円ぐらいが上限で入っているんですけれども、やっぱりそういった子供の通学もそうなんですけれども、学校の在り方というか、学校活動として、校長先生や教育委員会が認めているんですよね。認めているんだったら、対人というか、小学生とか中学生が相手にけがをさせたというのはやっぱりそういった学校活動の一環なんですよ。認めているものなら保険に入らせてもいいんじゃないんですか、公費でもって、その辺のところはどうでしょうかね。先ほど総務部長も、総務部長は一般の人ですけど、学校のほうは教育参事ですけれども、それをどういうふうに考えますかね。

議長(高山由行君)

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長(筒井幹次君)

先ほどの答弁の中でもお話し差し上げましたように、その子供といいますか、児童・生徒というところを加味したといたしましても、基本的にはやはり損害賠償というものについては個人の責任で補償をするものということで、それに備えるものがそういった自転車保険等であると考えています。例えば自動車なんかでもそうですし、自分が自動車に乗る限りは、強制保険というものはありますけれども、ほとんどの方がやはり任意保険というものに入って備えている。こういった現状をもってしても、やはり個人の責任が大きいというところはあると思っておりますので、この大野町の取組というものが先進的であるということは分かりますけれども、やはりこういった公平性といいますか、そういったものを鑑みながら慎重に検討する必要はあるというふうに考えております。以上です。

[3番議員挙手]

議長(高山由行君)

3番 奥村悟君。

3番(奥村 悟君)

大人の方は当然、自分で入って保険というのは備えるんですけれども、やっぱり子供については障害を持った子供もいますし、生活困窮者の家庭もありますので、そういったものはやっぱり大事故もあるということですから、一つ再考して、御嵩町の独自のもの、そういったものをつくり上げていってほしいんです。一遍大野町に聞いてください。それだけ強い思いがあるんで、一遍そういったところの他事例を聞いていただいて御嵩町独自でやれるもの。御嵩町は

こんなことをやったんだというものをつくっていただきたいと思います。横並びじゃなくてやっぱりこういった独自のもの。子供の命を預かる、助けるという、親御さんの期待に沿えるような行政をやっていただきたいなというふうに思います。

もう一点、総務部長に聞きますが、シミュレーターの件ですけれども、大変いいものでして、 私もちょっと研究したんですけど、今度取り入れていただけるという話ですから学校関係もお 願いしたいと思うんですけど、今回コロナ禍で3年ぐらいはちょっと申込みはなかったんです けれども、今年は40回ぐらい何か申込みがあるということで大変評判がいいということですの で、大体、対象は小・中学生といったんですが、大人、お年寄りとかそういった自転車に乗ら れる方も対象にされるといいんですけれども、どういったような今後の計画、いつ頃というの が何か具体的にありましたらお聞かせください。

議長(高山由行君)

総務部長 各務元規君。

総務部長(各務元規君)

子供の交通安全教室ということになりますと、教育委員会の年間行事の中である程度の時間 をどういうふうに割り振っていくかというのは学校側で決められていることです。

私たちは、今回この間、校長会で提案させていただいたのは、こういうものがあるので、今までやっているものに代えて、こういうことをやったらどうだというようなことで提案をさせていただきました。

まずは提案させていただいた段階で、今年度はもう既に4月で終わっております。なので、 来年度以降に実施できるかどうかということについてはまた教育委員会のほうとも連携を取り ながら、そういう話合いをすることが必要になってくるかなと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長(高山由行君)

3番 奥村悟君。

3番(奥村 悟君)

それが平成27年からこの機種があるそうですけれども、県は、これはホンダの製品らしいですが、60万円から70万円ぐらいするそうです、機種があるそうですけれども、こういったものを各交通安全協会に導入してやっていただけると本当に地域で幅広く使えるかなというふうに思いますので、学校だけじゃなくて、やっぱり自転車というのは身近な乗り物で、これから免許を返上してお年寄りでも車に乗れない方は自転車に乗る方が多いんです。私の知っている人も車に乗れないから自転車に乗っているよという方も見えます。ヘルメットもかぶっていない方も見えますけれども、やっぱりそういった方も対象に、ぜひともこういうシミュレーターを

使った対策をやっていただくということと、ヘルメットの補助にするのか支給にするのかは分かりませんが、県の対応もちょっと遅れていて大変悲しいですけれども、私が朝見ているに、高校生ゼロ%です。ヘルメットをかぶっていないんです。本来なら、岐阜県の県立高校なら岐阜県教育委員会も兼ねて、生徒に全部ヘルメットをかぶせる、支給するということをやってほしいです。それぐらいのことをしないと本当に事故が減らないと思いますので、今後とも、総務防災課、それから教育委員会のほうも本当に、見える、子供たちの安心、高齢者の安心のような取組をぜひともやっていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長(高山由行君)

これで奥村悟君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。予定再開時刻は10時40分といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

議長(高山由行君)

休憩を解いて再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1番 清水亮太君。

資料等を用いての質問の申出がありましたので、これを許可いたします。

1番(清水亮太君)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、町の歴史的資源の活用策について質問いたします。

歴史的資源という言葉は内閣官房や官公庁などが用いているもので、地域の歴史・文化をま ちづくりにつなげるという意味で資源という語句をあえて使っているものと思われます。必ず しも国の施策と同義であるとは思いませんが、今日は歴史的資源という言葉を使わせていただ こうと思います。

町には様々な歴史的資源がありますので、幾つか述べさせていただきます。

上之郷地区川南の番上洞で原始的な象である1,800万年前のゴンフォテリウムアネクテンスの化石が発見されています。地域の共同土取り場から発見された化石は、1,800万年前に御嵩に古代の象がいたという確かな証拠であり、古代への想像を膨らませる大変な発見でした。

また、東海環状自動車道などの開発に合わせた調査で弥生時代の遺構が確認された顔戸南遺跡や金ヶ崎遺跡の存在はかなり古い時代から御嵩に人が住んでいたことを表す証拠となります。

竪穴住居などは歴史の教科書で見るものですが、御嵩町にも存在したとなれば歴史というもの は意外と身近なものであると考えさせられます。

意外と身近なものといえば、古墳もそうであると思います。中切古墳、宝塚古墳、東寺山古墳など、町には200基以上の古墳が存在していたようです。資料を見る限り、町の至るところに古墳が存在しており、私の家の近くの山にも古墳が8基ほど点在しているようです。御嵩に多数の古墳が存在するということは有力者が多く存在し、古墳を造営できるだけの人員も存在していた証左と言えます。

小原城、権現山城、顔戸城などの城跡も歴史ロマンを抱かせる歴史的資源です。顔戸城は全くの素人の私にも城跡と分かるような見た目をしており、初めて目にしたときは非常に興奮したことを覚えています。また、顔戸城の主は応仁の乱のキーマンの一人である斉藤妙椿です。歴史の教科書に出てくるレベルの人物であるため、応仁の乱をテーマにした大河ドラマをやることにやればと期待してしまうところです。

斉藤妙椿が町の戦国時代前半のスターであれば、戦国時代後期から江戸時代のスターは戦国 最強の武将、可児才蔵であります。町としても、御嵩は可児才蔵のふるさととして、ここ数年 様々な施策が行われてきました。可児才蔵の魅力発見事業としての取組や可児才蔵の錦絵や甲 冑、令和5年度予算のやりのレプリカ、役場前にある可児才蔵ののぼり旗などがそうです。こ れからも可児才蔵を立派な歴史的資源として育てていかなければなりません。

町は、東山道、中山道が通る交通の要衝であり、中山道御嵩宿、伏見宿の宿場として栄えた歴史があります。町にとって宿場町は歴史的資源の中でも核であると思います。中山道みたけ館では今までも中山道についての展示を行ってきており、最近も、5月28日まで「木曽海道六拾九次をたどって中山道を旅してみた」の特別展示を行っておりました。浮世絵のモデルになった場所がどこなのかということを紹介しておりました。

中山道沿いの西洞、小原、謡坂地区に点在する隠れキリシタンの存在を示す史跡も大切な歴 史的資源の一つです。廃寺になった南無阿弥絶仏の石塔や十字を刻んだ石などは、当時禁教と なったキリスト教に対する信仰の様子を今に伝える貴重なものです。

今や負の遺産と呼ばれるようになった亜炭鉱もまた、町を語る上で大切な歴史的資源の一つです。亜炭鉱で栄えた御嵩、日本の産業を支えた御嵩の亜炭と、陥没を引き起こす亜炭鉱跡は光と影なのかもしれませんが、亜炭鉱跡のVR化はまさに影に光をともそうとする若者の希望のように思えます。亜炭鉱で栄えた御嵩を知らない世代にとっては、亜炭鉱の最盛期の町は全くの未知のものであり、知りたいという願望を強く持つ若者もいます。このVRの取組に期待したいと思います。

言うまでもありませんが、願興寺や愚渓寺など現在も存在する寺社も長い歴史を持っており

ます。それぞれの地区に存在する寺社では、やはりそれぞれの歴史あるお祭りや行事があることと思います。とりわけ、願興寺については御嵩宿の芯であると町長も答弁されております。

私個人としては、願興寺の2度の兵火による焼失のうち、1572年の武田家の勢力によるものは町の歴史として重要なものと考えています。武田家はネームバリューもありますし、何より甲府が本拠の武田信玄がはるばる御嵩まで勢力を伸ばし織田信長との勢力争いをした、その最前線が御嵩であったとあれば、歴史のまち御嵩として大切なストーリーになると思います。

一つ一つ簡単ではありますが、私見を交えて町の歴史的資源を幾つか述べさせていただきました。歴史に詳しい方からすればまだまだ手ぬるいことと思いますが、それだけ町には歴史的資源が多く存在しており、普通に生活していれば気がつくことのない、今後育てていかなければならない歴史的資源もあるということだと思います。あるいは、本当にまだ気がついていない眠ったままの歴史的資源もあることと思います。こういった歴史的資源は今後も大切にされていくべき財産であるとともに、町のアイデンティティー、武器でもあります。歴史を大切にしなければ町民の町への思いは希薄になっていくものと思われます。歴史のまち御嵩をより磨いていかなければなりません。

一方で、町の歴史的資源の全てを盛り上げるということは、予算や人員に限りがあることからも不可能に近いことであると思います。数ある歴史的資源のうち何を重視するかも非常に大切かと思います。

数ある歴史的資源の中でも、現在町が重視しているものは、中山道とその宿場、そして御嵩宿の中心として願興寺、さらに願興寺で生まれ育った可児才蔵であるということが3月議会の奥村議員への答弁にも表れています。令和8年に本堂修理が完了する予定の願興寺、それを盛り上げるためにも可児才蔵というストーリーを大切にされるという意思が示されたものと受け止めています。役場前には可児才蔵ののぼりが立ち、可児才蔵の錦を活用できるようにと「ほっとみたけ」やホームページで利用申込申請受付を行っております。実際に上之郷中学校の舳五山茶を才蔵茶として販売したことが先進例として紹介されました。

また、先ほど触れた才蔵のやりのレプリカ作製も今年度行われますが、展示に加えてアクティブな体験型の使い方もという答弁もされています。さらに、才蔵寺からササを移植して短冊に願い事を書くといった取組も考えられているということも過去にも答弁されています。才蔵の特別展示や語り部育成、紹介動画、冊子の作成などの文化・学習面での施策も行われてきました。そういった面では、子供向けの絵本や漫画での周知浸透という方法もあり得るかと思います。

願興寺本堂修理が完了予定の令和8年までにどういったプランを練り上げ、どういった事業 を行っていくべきか、至極もっともな考えであり、次の町長にもしっかりと引き継がれていく ことを前提としてお尋ねします。令和8年に向けて、願興寺や可児才蔵などの歴史的資源の活用について、どのようなプラン、ストーリーを考えられていますか。

また、町には中山道や願興寺、可児才蔵以外にも、私たちの身近なところに歴史的資源が多く存在することは初めに示させていただきました。多く存在するからこそ、どの歴史的資源にどのように注力するかが難しいところであります。現状での考え方をお尋ねします。

町の歴史、史跡、文化を資源と呼べるものにするには、町民にいかに知ってもらうか、参加 してもらうかが大切であると思います。参加型のイベントとして謎解きラリーが行われている 市町村は数多く存在し、町内でも才蔵の謎解きラリーが行われていました。また、ありがちで すが、町の歴史的資源についてのクイズ作成や、その取組を伸ばして、御嵩町においても歴史 検定、御当地検定の作成も考えられることだと思います。クイズや検定の問題であれば、町内 の児童・生徒さんにも地域学習として取り組みやすいことですし、偲歴会をはじめ、町の歴史 に詳しい方の協力を得られれば本格的な検定問題をつくることもできるように思います。地域 住民参加型のこのようなクイズや歴史検定について、取り組まれるお考えはありませんか。

3点お尋ねします。

1点目、願興寺本堂修理が完了予定の令和8年に向けて、関連する歴史的資源の活用策について、どのようにお考えですか。

2点目、中山道や願興寺、可児才蔵以外の歴史的資源活用について、どのように考えておられますか。

3点目、歴史的資源についてのクイズや検定について、取り組まれるお考えはありませんか。 以上3点、御答弁をお願いいたします。

議長(高山由行君)

執行部の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長 (渡邊公夫君)

おはようございます。

私もマスクを外させて答弁をさせていただきます。

清水議員の質問にお答えしたいと思います。

基本的な線という部分でのお答えをさせていただいてから、いつもとは逆になりますけれど、 参事のほうから答弁をさせていただくということにしたいと思います。

使い古された言葉ですが、まちづくりには若者、よそ者、そしてばか者が必要だと皆さん御 存じの言われ方というか、表現の仕方があります。まちづくりというのは老人が邪魔しないと いうことであろうとも思っています。そういう意味では今日の質疑応答というのは、私は多分 ばか者の部類に入ると思いますけれど、若者の清水議員と、そしてよそ者の田中参事の答弁ということで面白い形になるのかなあと思っております。

さて、歴史についてでありますが、一般論として、歴史は深堀りすればするほど面白くなってくるということに気づかされた16年でもありました。歴史は勝者のものと言われておりますけれども、歴史は、そのもの真実を知る人が一人もいなくなってから、それを歴史というのかなというふうには思っています。語り継がれるものであろうかと思いますし、正確に記録が残されているとは限らないというのが真実ではないのかなと思っています。そういう意味では、「御嵩町史通史編現代」というのは、私は悪書だと思っております。知っている者がまだまだ多くいる中で、あの内容については看過できないというふうに思っています。少なくとも、あの町史の序章から始まる第1章、第2章の一部は、時系列は符合しています。ただ、内容については、少なくとも私は一度も聞き取りは受けていません。おかしな話です。製本のためのゲラ刷りを見せられて、私自身は驚いて、筆者にこれは違うと申し上げたんですが、もう既にゲラ刷りに出されてしまったということで、筆者ともお会いしましたけれど、そのまま発刊されたというのは事実であります。これは記録に残る話ですので今日の議会で記録に残していきたいというふうに思います。

このことでも分かるように、歴史は事案に、事実に忠実に伝えられているものではないということです。記録が残っていたとしても同じことです。勝者が書くんですから、勝者の思うように書くということであろうと思います。

逆に言えば、解釈は自由であります。当然、時代背景がありますので、ストーリーをつくり上げていくということも非常に大切ではないのかなと思います。鬼の首塚などは、鬼退治をして首がそこで運んでいる最中にもう人間が担げなくなってしまったと。だからあそこに塚にしたんだといういわれはあるんですが、物理的にはちょっと考えられない、そんなストーリーがあるということであります。

私は、数多くの中山道にまつわる語り継ぎに町長の16年間で接してまいりました。その中で、清水議員御指摘のように核として位置づけたのが願興寺であります。決して信心の関係ではございません。文化という形での願興寺の存在であります。願興寺は、私の幼少の頃からの遊び場、言わば庭のような存在でありました。私の父の時代を聞いてみますと、随分過去の話になるわけですが、御嵩地区の子供たちのけんかの場所だったという話は聞かせてもらったことはあります。そういう意味ではとても身近な存在の建物ですが、劣化・風化しそうな状態というのは、私、あの建物はなくなってしまったというのは頭の中に全然描けませんでしたので、何とかして、これはもう議員になる前から何とかしたいというふうに思ってまいりました。

したがって、何か取り組まなきゃいけないというのを思い続けてきた。町長として16年、そ

の前12年、議員として考え続けてきたことであります。

職員たちにはいつも、このことのみならず、やれない理由を探すのではなくてやれる方法を探してということを、難題を与えるときにはそういう指示の仕方をします。そういう意味では、自らつてを頼って多くの方々にお話を聞きました。ほかの方々にもぜひその価値を理解していただいて、現在の組み立て直しをしている願興寺大修理が実現したことは大変うれしく思いますし、また町民全体にもまだまだ伝わっていないことは多くありますので伝えていきたいというふうに思います。国指定の重要文化財は、その存在自体が御嵩町民の誇りであります。町民の方々にとにかく知っていただく、そしてそこから広げていただくというのが私の思いです。

霊宝殿に納められている24体の仏像についても、やはり国指定の重要文化財として多くの 方々に認知していただきたいと思っております。この件については、広く伝えるとともに、私 が一番懸念しているのは、あの仏像が大地震が起きたときに倒れた場合、多分破損してしまっ てひどい状態になるだろうと。そこをどうしのぐのかということを考えていくのも我々の責任 だなと思っております。

清水議員が触れられた隠れキリシタンについても同様であります。私がまだ商工会青年部の現役であった頃、発見されたものであります。青年部でも非常に興味を持ち、講師例会というのがありますけれども、そこにゲストスピーカーとして発見者の話をしていただきました。その方は小原の木村さんという方でありますが、もうお亡くなりになっていますけれども、話を聞かせていただいた。井戸の積み石に十文字、クロスが掘られていることを発見されて、その上で大急ぎで家の中に入って仏壇の中の位牌を見たところ、どの位牌にもその十文字があった。「絶仏」というものもあったように伺っております。それが発展していって、マリア像ができ、そして教会ができたということになります。木村さんからお聞きした話では、自身もやはり隠れキリシタンの末裔であるという認識をその時点で初めて知ったということであります。それ以降、積極的に動かれまして、今のマリア様とか教会というストーリーができ、それが一つの現代の歴史になっている、そう思って間違いないというふうに思います。

亜炭鉱についても触れられましたが、私、終戦の8年後に生まれましたので、記憶に残しているのは大体4歳から5歳ということになります。その頃になりますので、昭和30年代前半からしか記憶に残っている部分はございませんけれど、当時は戦争の名残も多少は残っていたと思います。御嵩町は私が記憶に残している限り、活況を呈していました。経済的には本当に活発で、それの原因が何かということは知らなかった。分かるはずがないです。本当ににぎやかな町でありました。逆に、それ以降、エネルギー革命で昭和40年代頃には亜炭ビジネスは風前のともしびとなったわけであります。亜炭景気はもう既に過去のものになっていったということであります。それ以降、大人たちはどうしたのか。大人たちは話題にしない。隠す、なかっ

たことにするで、何十年も過ぎてまいりました。私自身も触れたくない事実として位置づけて おりました。

それが大きな転換点を迎えたのは平成23年、私の2回目の町長選挙のときであります。選挙は3・11東日本大震災の3か月後に実施されました。その選挙戦のさなか、小さな子供の手を引く若いお母さんが選挙事務所に来られて、亜炭鉱をこの子のためにもどうか何とかしてくださいと懇願をされました。何人も来られました。示し合わせて来たのではないということはよく分かりました。つまり、世代が変わって、隠し事にしていっちゃ駄目だと逆に思わされた経験であります。選挙事務所に子連れで、手を引いて入ってみえるというのは相当な覚悟で来られたのではないのかな。普通は選挙どころじゃないと思われるのが普通ですので、私は事の重大性というものを私の次の世代から教えられたという立場であります。

それで、私は2期目の最優先の課題としては亜炭鉱の廃坑対策でありました。ということに なったわけであります。

長々と前置きをいたしましたが、私の清水議員への期待はとても大きいです。若者として十分御嵩町のリーダーをしていける考え方をされると、この4年間見させていただいた。地域にはリーダーが必要です。ただ、なかなかリーダーを買って出るという方はお見えになりませんけれど、幸い多分議員になられてから人脈もいろいろ増えたかと思いますので、令和8年、これは早い時期になるのか遅くなるのかはちょっと分かりませんけれど、令和8年には願興寺の大修理は完了しますので、あと3年余りということになりますけれど、当然大きなイベントを仕掛けるべきと考えております。誰がやるのか、行政は側面から支えるという立場が望ましいと思いますので、民の立場でそうした議論をもうぼちぼち始めてもいいのかなというふうには思っております。

私は邪魔することはしませんので、持っている知識についてはいろいろ御提供したいとは思います。この選挙が終わってすぐ立ち上げてもよろしいかと思います。保存会であるとか、商工会であるとか、商工会青年部であるとか、観光協会であるとか、消防団も含めて、あらゆる方々が考え方を持ち寄るということが非常に大切であると思います。有志で話合いをしていくということが輪を広げる一番大切なことだと思っております。そんな中には、一つアドバイスをしていくと、必ず選挙に利用しようという方も出てくると思いますので、そういう方は避けた方がいいというふうには思います。何の欲も得もなく、御嵩町を盛り上げようとする方々の集まりになればと思っております。

当然、可児才蔵とどう絡めるのか、これも大きな課題だと思います。薬師祭礼の歴史と才蔵とダブるということはあまり考えられませんので、どのような形で関わらせるのか。歴史のストーリーの中にうまく組み込んでも私はいいとは思いますので、ぜひその点については取り組

んでいただきたいと思う。何か無駄なような予算をつけて、やりを作るとか、ササを持ってくるとかやっていますけれども、これが町の元気のあかしになるように、どう使うかでありますので、できてから今新しく手にして、そのままで終わるということは許されない。どう生かすか、そこに価値があると思います。どう生かすかを考えることはまちづくり全体にも及ぶことでもありますので、ぜひ頑張って知恵を絞っていただきたいというふうに思います。

歴史というのはどう掘り下げるかというテーマであるかと思います。隠れキリシタンをどう 掘り下げていくのか。亜炭鉱についてどう掘り下げていくのか。これはネガティブに捉えない ように、歴史的な財産として、分かりやすく見られるような状態というものを今事務方のほう で取り組んでいますので、そうしたことを基本として議論をぜひ重ねていただきたいと思いま す。

また、新しい宝探しも、気がついてみたらこんないいものがあったというのも出てくるかもしれません。それにはやはり、あまり興味のなかった若者やよそ者の目というのは非常に重要であるかと思いますので、ぜひ清水議員には、これからもまちづくりに取り組んで、どのような町にしていきたいのかを決めていきつつ進めていただきたい。私は28年取り組んで、やっと願興寺にこぎ着けただけですので、その取組にスピード感を持たせたいと思ってもなかなか実現するものではありませんけれど、お金のあまりかからないことであればすぐにでも始められる。とにかく多くの前向きな人たちを集めて、徹底的に議論をしていただきたいと思いますので、今後とも御活躍をお祈りしています。以上であります。

議長(高山由行君)

続いて、企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事(田中克典君)

清水議員からの御質問3点のうち、2番目と3番目について私から答弁をいたします。

まず2番目の質問ですが、議員からは、中山道や願興寺、可児才蔵以外の歴史的資源の活用 について御質問をいただきました。

議員御紹介、御指摘のとおり、本町はいにしえより交通の要衝であり、先人の暮らしが息づく歴史的資源が多くございます。願興寺のような核となる施設に続いて、どの資源にどのように注力していくべきかの正解はございませんので、まずは歴史や活用の中で埋もれており、ちょっとした助力による後押しで光る、よみがえる可能性を持った既存の資源を磨いていくのがよいのではないか、また組み合わせていくのがよいのではないかと考えております。

ここで一つ、私ごとではありますが、先日の体験を御紹介させていただきます。

さきに上之郷にて行われました舳五山茶園の除草作業をボランティアとして体験いたしました。 舳五山茶は本町を代表する特産品である「みたけのええもん」として令和3年に認定され

たお茶ですが、その栽培や販売の歴史は古く、昭和30年の当時から上之郷中学校の生徒が地域の皆さんの協力の下で現在でも農薬を使わず手で除草を行い、安心・安全なお茶を作って販売しています。同校でお茶栽培の歴史学習にも使われているこの大切に受け継いでこられた茶園も一つの歴史的資源と捉えることができるのではないでしょうか。長柄の鎌による除草は慣れない作業で大変ではありましたが、ここでしかできない特別感と達成感が合わさった充実した時を過ごすことができました。

しかし、体験して実感いたしましたが、除草や茶摘みなどの作業は人手が必要であって、生徒や地域の皆さんだけでは管理も行き届かず、大変苦労しているとのお声もお聞きしました。 全国でも珍しいであろう中学生が育てて販売するお茶としての希少性を生かし、地域資源として持続させていきたいという地元の熱意に共感いただいた方の登録制などで、応援したい、一緒に体験してみたいという本町に関わっていただける関係人口を大きくすることができると考えます。

関係人口といいますと、もともと本町に縁のなかった町外の方との新たなきっかけによる関係構築のように捉えられがちですが、もともとつながりのある方との関係再構築や、町内のほかの地域の方を呼び込むアプローチも考えていくべきであり、本件でいいますと、上之郷中学校の卒業生やほかの学校、地域の皆さんにこの熱意を伝えられる方法を一緒に考えたいと思います。

また、舳五山茶園の麓には、青葉に覆われた泉の史跡を見かけました。よく確認してみますと、一呑の清水という岐阜県の名水50選にも選ばれた史跡で、中山道を降嫁した皇女和宮が飲まれたとも伝えられている水飲み場であることを知りました。現在では水飲み場としても手洗い場としても利用が止まっているような状況でありましたが、この史跡は中山道の通り道という地の利と貴重な歴史上な著名人という絶好のアドバンテージがあり、ストーリー性を持って新たな価値を付加することができるものと考えます。ただし、埋もれている既存の資源を磨いていくにも、やはり人手や資金の手当てが必要になってまいります。そこで、今後はふるさと納税やクラウドファンディングという共感応援型のスキームを利用して外部から人手や資金を呼び込む方法を用いられないか積極的に研究してまいります。

コロナ禍を経て、リアルな体験や人とのつながり、共感を大切にする感覚が社会にますます 広がってきている今だからこそ、一例に挙げました茶園で自らが刈り取り摘んだお茶や、歴史 に触れられる清水の再興、それらを合わせて生まれる新しい歴史的資源の活用など、ふるさと 納税やクラウドファンディングが得意とする人手や資金の出し手としての助力に価値を感じて いただける共感応援者を獲得できる素地が本町にはあると感じております。

最後に、議員から御紹介いただきましたが、販路拡大に向けた取組として、本年4月から、

舳五山茶は才蔵茶として岐阜関ケ原古戦場記念館での常設販売に至っております。可児才蔵の 武将印も同時に扱っていただき、両者ともに少しずつ売れ始めてまいったところでございます。 初めは小さな成果でしかないかもしれませんが、先ほどの共感応援者の獲得に向けて、一つず つ拾い上げ成果を積み上げていくことが、結果的には本町にとってよりよい歴史的資源の活用 につながるものと考えております。

続いて3番目の質問にお答えいたします。

議員からは、町の歴史的資源についてのクイズや検定に取り組む考えについて御質問をいた だきました。

まず、本町におきましても歴史に関わるクイズの作成や配付の実績がございますので、一部 御紹介させていただきます。

令和2年は、山城平城クイズラリー、これは町内にある上恵土城址、顔戸城址、御嵩城址、小原城址の4城址に問題を設置して実施したものです。同じく令和2年、わいわい館にて可児才蔵にまつわる展示会を開き、その可児才蔵武功伝承館の場において、関ケ原の戦いのびょうぶ絵にまつわるクイズを実施いたしました。また、現在は御嵩町観光協会と名鉄広見線活性化協議会の共催で沿線謎解きゲーム「迷子のサムライをさがせ!」、これは可児才蔵について、名鉄広見線の利用者に親しんでいただく謎解きデジタルスタンプラリーでございますが、9月まで実施中でございます。

議員から御提案いただきましたクイズや検定は、問題をつくる過程から町民の皆様に参画していただき、楽しく接していただけるまちづくりの入り口としても、また、深く長く関わっていただける有効なコンテンツであると考えます。加えて、まだ世間には知られていない私たちだけのいわゆる地元ネタが見つかるなど、町への愛着が深まる可能性のある大変興味深い御提案だと感じております。クイズや検定を企画するに当たりましては、その内容や方法についてもう少し検討が必要でございますが、例えば問題の難易度を分けて、本町の歴史的資源について広く知っていただく入門編の用意に対して、本町を訪れていただき、その場所に立ってみないことには分からない、聞いてみないことには分からないといった、かなり深堀りした問題を並べた上級編を用意し、簡単には正解にたどり着かなくすることで本町に対する好奇心や興味をくすぐり、観光誘客につなげるといったこともできるのではないかと考えます。

また、歴史の学びや文化学習などは、小・中学校の児童・生徒にとりましても、ふるさと教育の題材に適していると思いますので、クイズや検定の問題を作成するに当たっては児童・生徒が自由なアイデアで提案していただけるよう募集したり、完成したものは実際に解いていただき、広く発信していただけるようにすると、より充実したコンテンツになると考えます。

いずれにしましても、クイズや検定の取組につきましては本町の歴史に関心を持っていただ

ける内容や方法になるよう検討することはもちろんのこと、観光客として本町に実際に来ていただき、より深く知っていただきながら体験していただける、さらには消費していただける、 そのような流れに導くことを前提に、関係者と協議しまして、他自治体の例も勉強しながら前向きに検討してまいります。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

[1番議員挙手]

議長 (高山由行君)

1番 清水亮太君。

1番(清水亮太君)

御答弁ありがとうございました。

本当に歴史というのは知れば知るほど面白い魅力が出てくるものだということは、本当に私も同じことを思います。加えて、町史という言葉も出てきて、そこら辺の確かに勝者がつくる歴史というところもやっぱり一部はあって、まさかその思いが一緒だとは思っていなかったので、あれは本当に思うところは私個人としてはありますので、今後、本当にまたどこかで町史を編さんするということも、難しいかも分からないですけど、そういうことも確かに取り組んでみたいことだとは思います。

御嵩町の歴史の核というのは願興寺であると、これの令和8年の本堂修理完了に向けて盛り上げていく。まさに願興寺も昔、焼失したときに、人が、それぞれ住民が、木を持ち寄って再建したお寺であることも考えると、やはり民間の人たちがそれぞれアイデアを持ち寄って、そのイベントを盛り上げていくというのは、まさに願興寺にマッチした考えだなということを改めて思いました。

また、隠れキリシタンというところも私の上之郷であるので、この思い入れもやはりありまして、本当にストーリーとしていろいろと本当に謎が多い。キリシタンはどうしてそこで、キリシタンがいらっしゃってどこへ行ってしまったのかとかいうのもありますし、どこかでやはり信仰が途切れて、忘れられて、言葉としては再発見という言葉が正しいのかなと思うんですけど、どこからかやっぱり十字架が出てきたというので、ああ、この地に隠れキリシタンの方がいらっしゃったんだなというのも本当にストーリー、御嵩町の歴史のロマンを感じさせることだと私も思います。

また、亜炭鉱についても、私も亜炭鉱を知らない世代だからかもしれないですけど、本当に 御嵩町に栄えた歴史があって、私、御嵩の駅で年配の方に話をしていただいたときに、御嵩町 にも映画館とか劇場が2つか、3つかあったという話を聞いてかなり驚いたことがあって、御 嵩って本当にそれだけ栄えていたんだなあということをそのときに思いました。そういうのも ストーリーの一つかな。今の子供たちからすると御嵩に映画館があったのというのも一つの驚きなので、そういうところもやはり若い世代と子供たちにも伝えていって、町の魅力としてまたそういうところを感じていただくということも非常に大切なことだと思います。

また、可児才蔵以外の歴史的資源ということで、舳五山茶園のことを出していただいて、草刈りも一緒に参加させていただきまして、ありがとうございました。

中学生がやっぱり携わっているお茶、御嵩町の宝ということもありますので、やはりこれもそれこそ卒業生も含めて関係人口、とにかく草刈りは人手が要ることなので、あとはちょっと難しいかも分からないですけど、ワラビ狩りとか、あの辺もワラビは出てくるので、時期によってはやはりそれも資源なのかなというところも思いますので、そういう活用も考えていけたらなあと思います。

また、組合せという言葉も出てきて、本当に歴史と歴史を組み合わせてストーリーが確かに できるので、そこでも魅力が増す。いろいろ可能性があるがあるなということも感じました。

あと、クラウドファンディングとかふるさと納税、こういうこともやっぱりよその人にも交 じってもらって、御嵩町の宝をつくり上げていくというのも非常に私も共感するところであり ました。

あと、歴史検定については、かなり前向きな御答弁をいただいたと私も思います。児童・生徒さんに携わってもらって、クイズをつくっていく過程で、その過程で御嵩町の歴史を知ることになると思いますので、子供たちにも本当に御嵩町の魅力が伝わるように、一緒に体験することによってそれを感じてもらう、非常に大切なことだと思います。私も付け焼き刃でこういう資料をたくさん、中山道みたけ館でいろいろと購入をしてきたんですけど、こういうのを見ると本当に、ああ、御嵩町の歴史資源ってすごくあるんだなというのを非常に思いまして、私も知らなかったんですけど、本当に途中で言葉にも出したんですけど、私の家の裏にも古墳があったんだというような、そういう身近なところにも歴史があるよというところをより分かっていくと、また御嵩のまちの魅力を皆さんに感じていただけるのかなというようなところを思いました。

再質問はなく、だらだらと感想を述べましたが、これで終わらせていただきます。ありがと うございました。

議長(高山由行君)

これで、清水亮太君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

それでは一般質問、最後ですけれども、お願いいたします。

通告をしてあります1点について質問いたします。

リニア発生土置場に関するフォーラムについてということであります。

全6回にわたるフォーラムがこの3月で終了いたしました。関係者の皆様におかれましては お疲れさまでした。

毎回の事前質問に目を通しますと、多くの方が関心を寄せているということがよく分かりました。フォーラム終了に当たり、御嵩町リニア発生土置場に関するフォーラム開催報告が全戸に配付されました。それには全6回を開催しました。貴重な御意見ありがとうございましたとあり、フォーラムでは、JR東海の置場計画の詳細を確認し、必要な対策の整備や追加の対策につながる部分を引き出しました。一方で、確認すべき事項が残っている状況であり、今後もJRと協議を続けていきますと述べられています。これが全6回の総括になるのでしょうか、私はこれは総括になっていない、つまり全6回の総括ができていないと考えます。

1点目、質問ですけれども、フォーラムの総括の在り方について御質問いたします。フォーラムは、町民の皆様の不安解消と置場計画への理解促進を図ることを目的に開催されました。そして、回ごとにテーマや論点を決めて開催してきたわけですから、論点別に総括しなければならないと考えますが、それがなされていないと考えます。いかがでしょうか。田中企画調整担当参事にお伺いをいたします。

2点目です。先ほども述べましたフォーラムの目的は、町民の皆様の不安解消と置場計画への理解促進を図ることであります。ところが、第6回フォーラムの最後に、上之郷地区リニアトンネル残土を考える会の会長が、トンネル残土から出る危険な残土持込みに反対し、よりよい環境を次の世代に引き継ぐ方針とする旨、決議しましたということを表明されました。

この表明により、町民の不安解消と置場計画への理解促進に至っていないことが明らかになりました。このことは町長も、結論を出せる状況にない、理解が広まったとは言えないと述べられており、またJR東海も、住民にまだ理解をいただいていないことは分かったと述べています。翌日の新聞報道では、開催の主な目的の一つだった住民の不安解消には程遠い現状が最後も浮き彫りになったと報じられていました。フォーラムの目的が達成できていない以上、受入れ前提を白紙に戻すべきではありませんか。

3点目は、同じ質問を町長にいたします。町長が始められたフォーラムです。町長はフォーラムの意義はあったとおっしゃいますが、結論を出せる状況にない、理解が広まったとは言えないと述べられています。結論が出せなかったのであれば、町長の責任において受入れ前提で取り組んでこられましたが、受入れ前提を白紙に戻して後任の町長に委ねるのが筋ではありませんか。町長の御見解を伺います。

最後の質問です。JR東海が今後県に提出する環境に関する手続の中の影響検討書について 伺います。現状はどのようになっていますか。また、今後の予定についてお伺いをいたします。 また、盛土、要対策土に関する手続、林地開発に関する手続についても同様にお伺いいたしま すので、田中参事のほうから御答弁をお願いいたします。以上で質問を終わります。

議長(高山由行君)

執行部の答弁を求めます。

最初に、町長より答弁があるそうですので、町長にお答えいただきます。

町長 渡邊公夫君。

町長 (渡邊公夫君)

答弁者は指名制ではございませんので、順番も含めて答弁する側が考えるというのが議会の 在り方だと思います。

この質問の根幹をなす部分ですので、私のほうから最初にお答えをさせていただきます。 受入れを前提に協議に入るということは、方針は白紙に戻すつもりはございません。以上です。

議長(高山由行君)

続いて、企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事(田中克典君)

岡本議員からの御質問4点のうち、1番目と2番目、4番目について私から答弁をいたします。

まず1番目の質問ですが、議員からは、フォーラムの総括の在り方については論点別に総括すべきだが、それが行われていないのではないかとの御指摘をいただきました。本町が主催しましたリニア発生土置場に関するフォーラムは、本年3月21日に第6回目を開催し、終了したところでございます。フォーラムの運営につきましては、初めに参加者の皆様と協議したテーマや論点を各回順番に設定して議論を進めてまいりました。最終回となりました第6回では、おおむね1年をかけて実施しました第1回から第5回までを振り返るまとめの会として開催しました。皆さんから事前にいただきました御質問を含む総数202件全ての御質問と御意見をテーマや論点別に区分整理し、JR東海の回答や追加対策を踏まえた現時点における町の見解や、今後の協議事項等をまとめた一覧表を作成し、その場でお配りしたところでございます。

また、町からJR東海に改めて提出や説明を求める事項を明示して皆さんにお伝えするとともに、置場計画に対する町としての評価や見解への妥当性等につきまして、テーマや論点別に一つずつ有識者に確認をいたしました。このまとめの資料は現在も引き続き町ホームページにて公開し、議事録や記録動画の閲覧もできるようにした上で、多くの皆様に経緯や協議の状況

も含めて知っていただけるよう配慮をしております。

次に2番目の質問ですが、議員からは、フォーラムの目的が達成できていない以上、受入れ 前提を自紙に戻すべきではないかとの御質問をいただきました。

まず、御質問につきましては、先ほど町長がお答えいたしたとおりでございます。私ども事務局としましては、慎重にもう少し時間をかけて判断していただく議論のための資料を集めるため、現在はフォーラム終了後のフォローに努めているところでございます。具体的には、先ほど議員が御質問の中で触れられましたが、フォーラム終了後、開催報告のお知らせを全戸に配付させていただきました。その裏面を用いる形で、フォーラムを踏まえての感想や、今後の協議に対する御意見や御質問をいただく場として、町からお伺いさせていただく御案内を行い、申込みの募集をいたしました。5月31日までの応募締切りの中、合わせて2グループの皆様から御応募をいただいております。今後、JR東海からの報告や説明の内容を適切にお知らせすることはもちろんのこと、皆様からいただきました幅広い御意見の集約や、有識者へのさらなる確認も含めまして、引き続き丁寧に努めてまいります。

最後に、4番目の質問についてお答えいたします。

議員からは、JR東海が岐阜県に提出される環境影響検討書に関する現状と今後について、 また盛土と要対策土、林地開発に関する諸手続についての御質問をいただきました。

初めに、本町がJR東海から説明を受けておりますリニア発生土置場の計画候補地について触れさせていただきます。

まず、候補地A、こちらは造成面積が約16へクタール、受入れ土量が約40万立米の基準値内 の発生土によって切り盛りされた平場ができる計画になっております。

なお、次に述べます候補地Bが完成するまでの間は、候補地Bに運搬される要対策土の一部が出来上がった候補地Aの1つの平場の上に一時的に盛土で保管される計画となっております。 次に、候補地B、こちらは造成面積が約7へクタール、受入れ土量が基準値内の発生土約28 万立米、要対策土約22万立米、合計約50万立米の盛土ができる計画になっております。

この候補地A、候補地Bいずれの発生土置場も、現時点で町は、JR東海から岐阜県に対する環境影響検討書の提出時期等の報告を受けておりません。提出時期等は、事業者であるJR 東海が判断するものであり、町はその見込みも含めて現在承知しておりません。

続いて、候補地A、候補地Bに関する今後の法令等に基づく手続の見込みについてお答えいたします。いずれもJR東海から岐阜県への書類の提出がなされていない現状でのお答えになりますので、本町が想定する認識の中でお答えさせていただきます。

まず、環境影響評価法に基づき、国に提出されたリニア本線の環境影響評価書の中で、JR 東海は、発生土置場の着工前にその環境影響検討書を岐阜県及び本町へ報告する旨を記載して おります。岐阜県が提出後の当該検討書を審査するに当たっては、岐阜県環境影響評価審査会の意見を聞くとともに、本町の意見が聞かれる段階もあり、最終的には知事の意見が反映された検討書が作成されるものと認識しております。この検討書を基に作成される環境保全計画書は、岐阜県及び本町に提出され、これらの手続は候補地A、候補地Bいずれにおいても必要な手続であるとの認識です。

次に、以下の手続は先ほどの手続が成立するタイミングと同時期に着手することになるもの と見込んでおります。

岐阜県埋立て等の規制に関する条例に基づく盛土に関する特定事業の許可については、鉄道 事業のため適用除外の見込みですが、要対策土については、環境基準に適合しない土砂等の埋 立て等に関する要綱に基づき、JR東海から岐阜県に対する特定措置事業の協議、知事承認が 必要と認識しております。この協議は、候補地Aについては要対策土が一時的に盛土で保管さ れる部分に限定したもの、候補地Bについては全てがその対象になるとの認識です。

また、森林法に基づく林地開発行為の許可についても、同じく鉄道事業のため適用除外の見込みですが、林地開発事業実施計画の連絡調整として、JR東海から岐阜県に報告する手続が必要であり、こちらは候補地A、候補地B、いずれにおいても必要な手続であるとの認識です。以上、これら法令等に基づく全ての手続が完了してから、JR東海は工事に着するものと考えております。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長(高山由行君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

白紙に戻すお気持ちはないという御答弁でした。

それで、まずこのフォーラムについてですけれども、田中参事にお伺いしますが、今回フォーラムという形でやられたわけですけれども、公開の場でのやり方というのは、いろいろシンポジウムとか、ワークショップとか、ディベートとか、セミナーとか、パネルディスカッションとかある中で、このフォーラムというのは公開討論会というふうに訳されることも多いわけですけれども、集団での討論を行って、そして一つのテーマに対して結論を出すことを目的として開催されるというのがフォーラムなんですね。結論を出すことを目的とするわけです。一つの問題に対して。

それでまずこの認識について、田中参事はどういうふうに、当初からフォーラムのこの結論 の出し方についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長(高山由行君)

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事 (田中克典君)

議員の御質問の中でもございましたが、フォーラムを開催する目的につきましては、町民の皆様の不安の解消やJR東海の工事の説明を聞いて理解をしていただくというところを開催の目的で進めてまいりましたので、そこのフォーラムを一つの結論を出すというところについては、その目的を目指して開催したものでございます。

[11番議員举手]

議長 (高山由行君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

それで、一つの結論を出すということで開催をされましたということでよろしいですね。 それで、これは田中参事が第2回目のフォーラムのとき、こういうふうにおっしゃっています。フォーラムではJR東海の提案してきた計画が安全かどうかを確認する。町からの求めに対して応じてもらえるのかどうかを皆様とともに提案・確認し、その上で安全なのかどうか、そして受入れの結論に至るという方針を示しています。受け入れるか、受入れの結論に至るという方針を示していますというふうに、これは田中参事の第2回フォーラムの議事録の中での発言ですけれども、結論を出していくという方針で間違いないかと思います。

そこで、結果として町民のほうから、先ほども読み上げましたように、町民の理解が得られていない。そして結果として、今この段階で安全性を立証できなかったという理解でよろしいですか。安全性を立証できなかったという理解でいいのか、田中参事にお聞きします。

議長(高山由行君)

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事 (田中克典君)

今回のフォーラムについては、置場計画が妥当性を持って安全になされるのか、それを十分に確認できると町が判断できるまでは判断を保留しまして、JR東海からは計画の説明を受け、町の求めるさらなる対策に対する再説明と再確認を繰り返す協議サイクル、そういったことを繰り返すことによって結論を出そうということでやってまいりました。

今回のフォーラムの中で、今現時点におきましては十分に安全だと判断するに足る段階には 至ってはいないという認識でございます。ですので、安全だと判断するというよりは、今十分 に安全だと判断できる段階にはまだ至っていない、そういう認識でございます。以上です。

[11番議員举手]

議長(高山由行君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

現段階では十分に安全性が確認できていないということで、引き続き協議をしていくということなんですけれども、フォーラムというのは、その終わった段階で、その段階で今十分に確認できていないというんだったら、そこで結論を出すべきなんですよ、今の段階で。それがフォーラムの在り方です。それで、そういったことで安全性がまず立証できなかった。これは現時点でそうですね。まだ十分に判断できる状況じゃないということは、安全性を現時点では立証できなかった。そして住民の理解を得られなかった。これは確実であります。

そういったことからフォーラムとして、結論としては、これフォーラムの総括なんですよ、 安全性の立証ができなかった、住民の理解を得られなかったが総括です。そして、だったら結 論としては受入れを現段階では白紙に戻す、中止するということを言うべきなんですよ、町と して。今現段階で、フォーラムが終わった段階で住民からこういうものが出されて、というふ うに思います。

それで、令和4年の新年度予算、全部で委託料と報償費と旅費含めて588万4,000円の税金が投入されているわけですけれども、こうやってきちっとフォーラムで結論を出すよと言っておきながら、この時点でこれが立証できなかった、住民の理解を得られなかったことは確実ですから、それがきちっとして総括できず、結論を結局先延ばしにしているということは、この予算を認めた議会として、9月定例会で決算があるわけですけれども、このような決算が認められるかどうかと私は思います。そういう点でどうですか、田中参事。どういう御見解でしょうか。

議長(高山由行君)

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事(田中克典君)

まず、予算が決算として認められるかどうかというところにつきましては、議員の皆様の承認をいただけるよう、説明のほうをひたすら尽くすということでございます。

その上で、総括のお話がありましたが、町のほうの認識としましては、まだJR東海に説明とか報告を求めなければいけない部分が残っていますと。また、それについて安全性を確保するというところについて、保障の確保である協定など、そういったところの内容とかも考えていかないといけないという、そういった必要な部分が積み残っているということをこれはフォーラムの場でも、参加者の皆様にもお話をいたしました。また、それをホームページなどでも、今回の議員御紹介いただいたチラシの中でも正直にお話をしております。

ですので、今この段階で何か一つの結論が出せるという状況ではないということですので、 それについて、そうしないとそれが総括ではないということではなくて、今の現状がこういう ふうになっているということを一つの総括としてまとめてお話をさせていただいたという認識 でございます。以上です。

[11番議員挙手]

議長(高山由行君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

総括、町の認識としては、JRに今後まだ説明を求めていかなければいけない。必要な部分の積み残しがあるといって、今の段階で一つの結論が出せる状況にないということなんですが、フォーラムとしてはフォーラムの結論を出すべきなんですよ。ですが、ここは幾ら言っても平行線だと思いますので、私はそういう認識でおります。

それから次、法令関係のことなんですが、田中参事にお聞きしますが、置場計画というのは 今出ていますか。それがさっき言われた今後の法令の中で発生土置場の着手前に提出しなけれ ばいけないというもののことでしょうか。ちょっと私のそこの認識が間違っているかもしれま せんので。

議長(高山由行君)

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事(田中克典君)

置場計画というところで、法令上の正式な手続としましては、現在は岐阜県に対しても、本町に対しても出されてはおりませんので、現時点では、JR東海が考える計画を法令の手続ではないところで町が聞いていると、そういう認識でございます。

[11番議員挙手]

議長(高山由行君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

まだそれは町に対しても、県に対しても出されていなくて、前段階で、町のほうはそれに関する報告を受けているのか、町と協議をしているのか、それはどちらでしょうか。

議長(高山由行君)

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事 (田中克典君)

フォーラムを通じまして、先ほども御紹介させていただきましたが、JR東海には、町の確

認に対してさらなる追加の対策を考えるといった部分も引き出しております。その意味でいきますと協議というところの考え方にもなるかと思いますが、ただ、これはあくまでもJR東海の自主的な計画の練り直しということになりますので、形としては報告を受けながら、町としてはより安全になるものになるように求めて、そういった協議をしているというものでございます。

[11番議員挙手]

議長(高山由行君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

JR東海の自主的な対策の練り直しということで、これに対して町はしっかり意見を言っていくということですね、安全を求めてといいますか、分かりました。

それで、1つ最後に確認をしたいんですけれども、その影響検討書、そういったものが今後 JRから出されるということになるわけですが、まだ時期は分からないと。そこで、全ての手 続が終了するまでは、JR東海はいろんな工事、要は木を伐採するとか、生物を移植するとか そういったこと、それから開発行為ですね。全ての開発行為は一切しないという理解でよろし いでしょうか。

議長(高山由行君)

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事(田中克典君)

工事の計画する段階に当たっては、調査というところで、調査するために必要なその部分での木の伐採とか、そういった届出というのはございます。ただし、置場計画に基づいた開発行為という範囲につきましては、JR東海のほうも、先ほど私のほうが述べさせていただきました全ての手続が完了してから工事の着手にというふうに考えているという認識でいる、そちらは私ども、町としても同じ認識でいるという状況でございます。以上です。

[11番議員挙手]

議長(高山由行君)

11番 岡本隆子さん。

11番(岡本隆子君)

ありがとうございました。

このフォーラムが終わって、上之郷の住民の方、上之郷の会の方からも、フォーラムについて総括ができていないのではないか、総括を求める要望書というのが出されています。こういったことに対しても、町の回答書を見ますと、今白紙に戻すことはできないというふうにおっ

しゃったことが書いてあるわけですけれども、本当に、今町長が辞められるこの段階で後任の 方に白紙に戻して委ねるということをしていただけなかったということは非常に残念であった というふうに申し添えて、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長(高山由行君)

これで11番 岡本隆子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長(高山由行君)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月9日に開会いたしますので、よろしくお願いします。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後 0 時00分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議会議長 高 山 由 行

署名議員 山田儀雄

署 名 議 員 大 沢 まり子